

つつじ野自主防災会規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は、つつじ野自主防災会（以下「本会」という。）と称し、事務所を
つつじ野団地管理組合（以下「管理組合」という。）事務所内に置く。

(目的)

第2条 本会は、つつじ野自治会（以下「自治会」という。）及び管理組合の相互協
力により、地震その他の災害（以下「地震等」という。）の発生時における居住者
の自主的な活動及び災害の防止等を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。

- 一 防災、減災に関する知識の普及に関すること。
- 二 地震等に対する災害防止等に関すること。
- 三 地震等の発生時における情報伝達、初期消火、避難誘導、救出・救護等の応急
対策、給食・給水活動及び施設・設備の安全確認等に関すること。
- 四 防災資器材等の管理に関すること。
- 五 防災訓練、防災懇談会等の実施に関すること。
- 六 その他本会の目的を達成するために必要な事項

(活動の範囲)

第4条 本会の活動範囲は、つつじ野団地内に居住する全ての人を対象とする。

(機関)

第5条 本会に次の各号に掲げる機関を置く。

- 一 代議員会
- 二 幹事会

(代議員会)

第6条 代議員会は、本会の基幹的事項決定機関とし、次の各号に掲げる事項につい
て決議するときを開催する。

- 一 規約の重要な変更及び廃止
- 二 第12条に定める防災計画の作成及び重要な変更
- 三 第9条に定める本会役員の選任及び解任
- 四 収支決算、会計の監査報告及び事業報告の承認
- 五 収支予算及び事業計画
- 六 その他特に重要と認めた事項

2 代議員会は、全ての代議員をもって構成し、自治会長並びに管理組合理事長がこ
れを招集する。

3 代議員会は、代議員の半数以上の出席を必要とし、その議事は出席代議員の過半
数で決する。

4 代議員会の議事要旨は、自治会及び管理組合の広報紙に掲載し、第4条に定める
対象者に報告する。

(代議員)

第7条 代議員は、自治会全役員及び管理組合全役員がこの任にあたる。

2 代議員の任期は、自治会役員及び管理組合役員それぞれの任期に準じる。

(幹事会)

第8条 幹事会は、本会の会務執行機関とし、第9条に定める役員のうち会計監査を除く役員により構成し、会長2名がこれを招集する。

2 幹事会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

一 規約の軽微な変更

二 第12条に定める防災計画の軽微な変更

三 代議員会提出議案

四 第12条に定める防災計画の周知及び試行訓練の実施並びにその他の防災訓練等の実施

五 防災懇談会、防災勉強会、防災用品等展示販売会等の実施

六 その他必要と認めた事項

3 幹事会は、構成する役員の数以上の出席を必要とし、その議事は出席役員の数で決する。

4 幹事会の議事要旨及び連絡事項等は、必要に応じて自治会及び管理組合の広報紙に掲載し、第4条に定める対象者に報告または告知する。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

イ 会長 2名

ロ 副会長 2名

ハ 幹事長 1名

ニ 幹事 10名以上

ホ 会計 2名

ヘ 会計監査 2名

2 会長を除く役員は、第6条に定める代議員会で決定し選任する。

3 会長は、自治会の会長及び管理組合の理事長をもってあてる。

(役員任期)

第10条 役員任期は、第14条の会計年度に合わせた1年間とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(役員職務)

第11条 役員職務は、次のとおりとする。

イ 会長は、本会を代表し会務を統括し、地震等の発生時における応急活動の全般的な指揮命令を行う。

ロ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

ハ 幹事長は、会務の実務を統括する。

ニ 幹事は、会務の実務を担当する。

ホ 会計は、本会の会計の任にあたる。

ヘ 会計監査は、本会の会計を監査する。

(防災計画)

第12条 本会は、地震時等による被害の防止及び軽減を図るため、次の各号に掲げる事項について防災計画を作成する。

- 一 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担
- 二 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- 三 第3条第三号に定める事項
- 四 その他必要な事項

2 前項に定める防災計画に基づき、具体的活動を行うため、震災時等活動マニュアルを作成する。

(経費)

第13条 本会の経費は、狭山市からの助成、自治会及び管理組合からの助成並びにその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計監査)

第15条 本会の会計の監査は、毎年1回会計年度終了後2ヶ月以内に行う。

- 2 必要と認められる場合には、随時会計監査を行うことができる。
- 3 会計の監査結果は、会計監査役員が代議員会に報告する。

(規約外事項)

第16条 規約に定めない事項については、基幹的事項に関しては代議員会の決議に、会務執行に関する事項は幹事会の決議に委ねるものとする。

附則

本規約は、平成28年5月15日から施行する。

附則

この変更規約は、平成30年7月22日から効力を発する。(役員員数の変更)

この規約を証するため、自治会長及び管理組合理事長が記名押印したものを1通作成し、これを規約原本とする。

平成30年7月22日

つつじ野自治会
会 長 秋元 晴男

つつじ野団地管理組合
理事長 稲窪 健次